

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップは、北川水系北川、遠敷川および南川水系南川における浸水想定が示されており、それによると、北川・南川は当市の中心部を流れているため、当所が立地する市街地の広い範囲において、1 mを超える浸水が予想されており、その中でも地盤が低いところでは最大5 mの浸水が予想されている。

また、当市の郊外においても、各河川流域の広い範囲において、0～5 mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当市は山に囲まれた地域が多く、そういった地域ではがけ崩れや地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるが、当所が立地する市街地ではそういった恐れは少ない。

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、海岸に面する地域において、川崎地区では0～2 mの浸水、小浜地区では0～0.5 mの浸水、西津地区では0～1 mの浸水が予想されている。

その他、内外海地区では、入江のような地形が多く、特に波が集まりやすくなっており、加尾付近において最大6.5 mの浸水が予想されている。

(その他)

当市は、嶺南地域にある全原子力施設に対して、それらから半径30 km以内の範囲に市内の一部または全部が位置しており、特に近隣の大飯原発に対しては、泊区、堅海区が概ね半径5 km圏内(※PAZ)、その他市内全域が概ね半径5～30 km圏内(※UPZ)に位置している。

※PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域。予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,765人
- ・小規模事業者数 1,469人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	農林漁業	13	12	沿岸部に多い
	建設業	190	187	市内に広く分散
	製造業	167	145	市内に広く分散。水産加工業は沿岸部に多い
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	国道沿いに多い
	情報通信業	10	9	国道沿いに多い
	運輸業, 郵便業	19	15	市内に広く分散
	卸売業, 小売業	489	348	市内に広く分散、沿岸部も多い
	金融業, 保険業	34	28	国道沿いに多い
	不動産業, 物品賃貸業	67	66	国道沿いに多い
	学術研究, 専門・技術サービス業	68	63	市内に広く分散
	宿泊業, 飲食サービス業	244	187	市内に広く分散、沿岸部も多い
	生活関連サービス業, 娯楽業	167	164	市内に広く分散
	教育, 学習支援業	46	42	市内に広く分散
	医療, 福祉	81	63	市内に広く分散
	複合サービス事業	21	17	市内に広く分散
サービス業（他に分類されないもの）	147	122	市内に広く分散	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・災害用備蓄物資、防災資機材の整備
- ・出前講座等の開催による自主防災組織の充実・強化

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知や普及、啓発活動
- ・日本商工会議所のビジネス総合保険（事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償。引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜）等への加入促進
- ・福井県火災共済協同組合と連携した火災保険等への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・小浜市が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体性やマニュアルが整備されていない。被害状況の把握や注意喚起等の情報発信に関しても、一定のルールが決まっていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、損害保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。これらの課題が浮き彫りになっている。

また、管内において、事業継続計画（BCP）を策定している事業者はごく少数にとどまっている。また、水災や地震等の災害に応じた損害保険や共済への未加入、特に休業時に利益補償する保険への未加入の事業者が多く、リスクファイナンス対策の取り組みが遅れているのが現状である。

III 目標

- ・地区内の小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知する。また、以下の表のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築し、ホームページ等を通じて的確な情報発信を行う。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【目標】支援により策定された事業者BCPの件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模事業者	8件	8件	8件	12件	12件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	3件	3件	3件	5件	5件
うち事業継続計画	5件	5件	5件	7件	7件
[参考]中小企業(小規模除く)	3件	3件	3件	5件	5件

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担・体制を整理し、連携を密にして以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報や市広報、ホームページ、SNS、メールマガジン等において、国や福井県、小浜市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定について、セミナーやワークショップ（体験型講座）などを開催し支援する。また、事業者BCPの実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当所はホームページの他、SNSやメーリングリスト、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和元年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社（東京海上日動）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーやBCP策定支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP策定など取組状況の確認を行う。
- ・定期的に小浜市と事業継続力強化に向けた協議（状況確認、改善点等）を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震、台風や豪雨、大雪等）や自然災害等により原子力発電所の事故が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況など）等を当所と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身
がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）、
被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など）を確認し、災害発生から概ね24時
間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額
（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域に関しては、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

【様式】

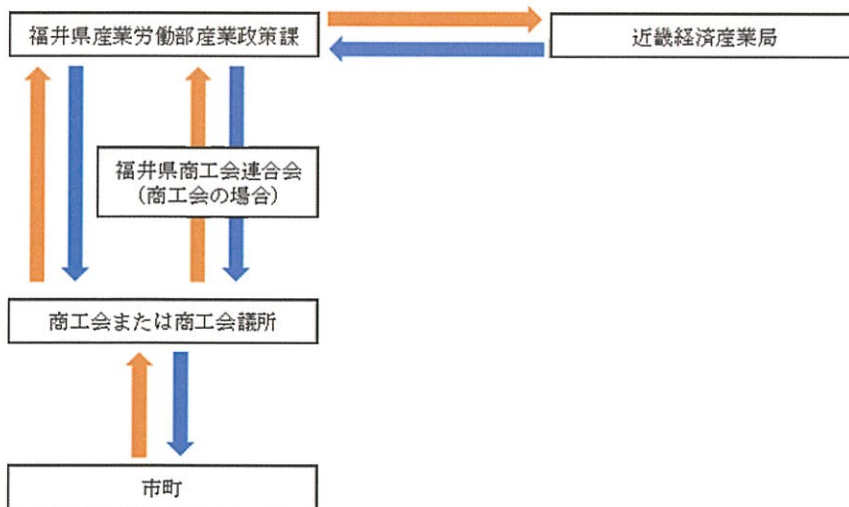
実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額		（被害額内訳）							¥0
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	土地 （埋積土砂排除費・整地費） （事業用資産に限る）	建物 （事業用資産に限る）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死傷者の有無、財産・物産への影響、運転資金等資金繰りへの影響など
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

【連絡体制図】



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について小浜市と相談する（当所は、国または福井県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。

- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、小浜市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。

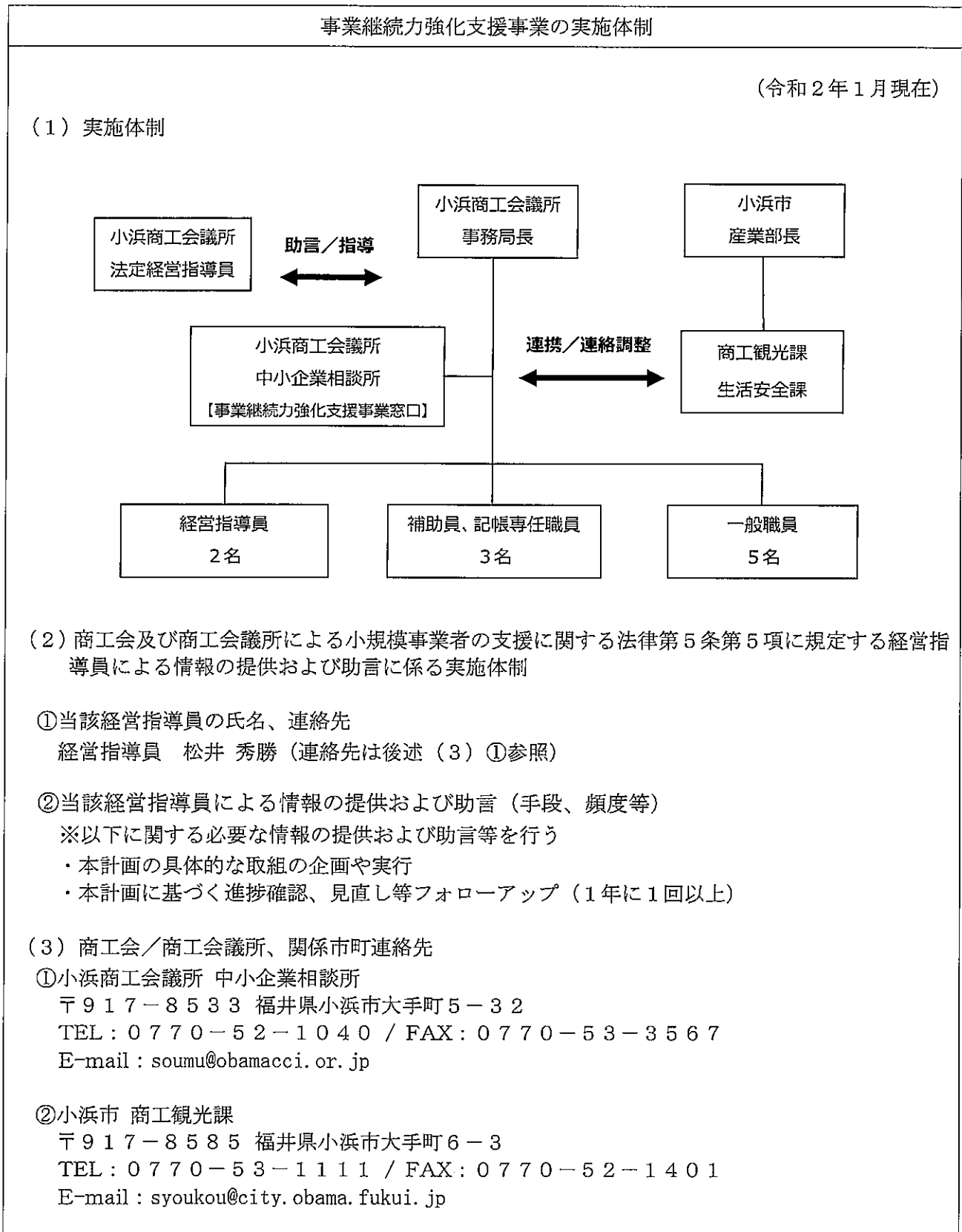
＜6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力＞

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③小浜市 生活安全課

〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3

TEL: 0770-53-1111 / FAX: 0770-53-1522

E-mail: anzen@city.obama.fukui.jp

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー等開催費	20	20	20	20	20
パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金（小規模補助金指導事務費）、小浜市補助金、事業収入、ミラサポ（無料）など 専門家派遣等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等